

横瀬川ダムに関する事業執行及びコスト縮減について審議します

中筋川総合開発工事事務所は、横瀬川ダム建設事業における適切な事業執行及び総合的なコスト縮減を図る観点から、専門家等の第三者からの意見・助言を得る事を目的とした、「平成27年度 横瀬川ダム事業費等監理委員会」を開催します。詳細は下記のとおりです。

記

「平成27年度 横瀬川ダム事業費等監理委員会」

開催日時：平成27年10月30日(金) 15:30～17:00

開催場所：高知河川国道事務所 4階 会議室

高知県高知市六泉寺96番地7

※委員会の取材・傍聴については、審議入りまでの頭撮り(5分程度)のみとさせていただきます。

なお、本会の審議内容については、委員会終了後に、事務局より審議結果を当事務所HPにて公表する予定ですが、当日は、審議資料(概要版)を配布します。

(問い合わせ先)

国土交通省四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所

電話：0880-66-0142

副所長(技術) 坂本 雄彦

○工務課長 宮地 憲一

○印は、主な問い合わせ先

平成27年度 横瀬川ダム事業費等監理委員会

平成27年10月30日（金）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 委員の紹介

取材、傍聴についてはここまでとします

4. 議 事

審議内容

1. 横瀬川ダム事業の経緯
2. 事業進捗状況
3. コスト縮減
4. 横瀬川ダムの残事業
5. 横瀬川ダム事業工程（案）
6. その他

5. 閉 会

「横瀬川ダム事業費等監理委員会」規約

(名称)

第1条 本会の名称を、横瀬川ダム事業費等監理委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、横瀬川ダム建設事業における適切な事業執行の観点から、コスト縮減策やその実施状況、事業執行等について、意見・提言を行うことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 コスト縮減策の具体内容
- 二 事業執行内容

(委員)

第4条 委員会は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員は国土交通省四国地方整備局中筋川総合開発工事事務所長（以下「事務所長」という。）が委嘱する。
- 3 委員の任期は、横瀬川ダム建設事業完成までとする。
- 4 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 5 委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合の委員の追加及び変更は、委員会の承認を得た上で行うものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務と進行を統括する。
- 3 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長の要請に基づき事務所長が召集する。

- 2 委員会は、原則として毎年度第1四半期に開催する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴く事ができる。
- 4 委員会は、原則非公開とするが、委員会の開催結果の概要については公開する。
- 5 委員は、委員会で知り得た内容等の秘密を他に漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省四国地方整備局及び中筋川総合開発工事事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- この規約は、平成20年5月8日より施行する。
この規約は、平成26年10月17日より施行する。

※構成委員
第4条第1項の委員(敬称略)

委員会役職	氏名	職業
委員長	笹原 克夫	高知大学 教育学部自然科学系農学部門 教授
委員	岡田 将治	高知高専 環境都市デザイン工学科 准教授
委員	那須 清吾	高知工科大学 マネジメント学科 学科長
委員	福田 敬大	高知県 土木部長